

国連障害者の権利に関する条約の監視

鈴木 隆

緒言

以下に紹介するのは、国連人権高等弁務官事務所（United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights）が発行したMonitoring the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, Guidance for Human Rights Monitors, Professional training series No.17, 2010である。折しも、わが国では、本年1月22日に、国連「障害者の権利に関する条約」（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）（平成26年条約第1号）が公布され、2月19日に効力が発生した。また、条約の締結に向けた国内法整備の一環として、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成25年法律第65号）が制定され、条約の国内での実施が緒についたところである。そこで、今後の条約の国内での実施状況を監視する上で、関係者の参考に資するものと考えて、以下に紹介するものである。

I. 障害を人権問題として理解すること

6億5千万人の人々、世界の人口の10パーセントが障害を持つと算定される。8%は、発展途上国で生活する。一部の障害を持つ女性、男性および子どもは、社会に完全に統合され、生活の全ての分野に参加し積極的に貢献している。しかしながら、大多数は、差別、排除、孤立および虐待にさえ直面している。多くの障害者は、極度の貧困で、施設で、教育または雇用の機会を与えられないで生活し、その他の周辺化要素に直面している。一部の諸国では、彼らは、財産を所有する権利を否定され、障害者が自分自身のために意思決定する権利を否定されることは一般的である。彼らが直面する差別は広範であり、地理的境界を横断し、生活の全ての面と社会の全ての部門で人々

に影響している。

2008年5月の障害者の権利条約と選択議定書の発効は、「全ての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護しおよび確保することならびに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する」（1条）努力の新しい世紀の始まりを画した。障害者がその他の誰とも同じ権利を常に付与されるにもかかわらず、拘束力のある国際文書において彼らの権利が包括的に定められるのは初めてである。

条約の発展は、障害と障害者が見られる方法において行われた変遷を反映する。歴史的に、障害は、個人に内在する個人的条件として考えられてきた。個人的欠損として、「障害者である」地位は、正規の学校に通学し、就職しまたは社会生活に参加することができない一部の人々にとって当然の結果であると考えられた。障害がこのように認識される場合、社会の対応は、2つの途の1つのみに制限される。医療またはリハビリテーションを通して個人を「定着させる」ことができる（医学的アプローチ）または慈善または福祉プログラムを通して個人を世話することができる（慈善アプローチ）。この古いモデルにしたがって、障害者の生活は、障害者が学校に通学するところ、彼らが受けるサービスおよび彼らが生活するところのような根本的な決定を支配する専門家に引き渡される。

過去数十年間にわたり、障害が理解される方法に重要な変化があった。焦点はもはやその者の悪いところに当てられない。その代わりに、個人の相違に適応しない、社会への個人の参加を制限するまたは損なう環境と個人の相互作用の結果であると障害は認識される。このアプローチは、障害者の社会的モデルとして言及される。障害者の権利条約はこのモデルを承認し、障害を人権問題として明示的に認識することによりこのモデルを推進する。

この認識から、障害者による権利の完全な行使の障壁として働く社会的、法的、経済的、政治的および環境的条件は、確認され、克服される必要がある。たとえば、彼らの周辺化および教育からの排除は、彼らの学習する能力のなさの結果ではなく教員の不十分な訓練またはアクセスできない教室の結

果である。労働市場からの彼らの排除は、職場への交通機関の欠如または障害者は働くことができないという使用者と同僚の間の消極的な姿勢に理由がある。そして彼らが公的事項に参加できないことは、点字のようなアクセスできる様式での選挙資料の欠如または障害者が物理的にアクセスできない投票所の結果である。

「たとえば、障害者の悪いことは何かと尋ねる代わりに、尋ねよ。社会が悪いことは何か。全ての障害者による全ての権利の完全な享有を促進するために変更が必要な社会的、経済的、政治的および、または環境的条件は何か。たとえば、あなたが聾啞者であることを理由にあなたは人々を理解することが困難であるのかと尋ねる代わりに、尋ねよ。人々があなたと意思疎通することができないことを理由にあなたは人々を理解することが困難であるのか。質問の出典：Michael Oliver, *The Politics of Disablement*(Basingstoke, Macmillan, 1990)」

人権の認識から障害を見ることは、国および社会の全ての部門による思考と行動における発展を含む結果、障害者はもはや慈善の受領者または他者の決定の客体とは考えられず権利の保有者と考えられる。権利に基づくアプローチは、障害者を含む広範囲の者による有意義な参加を認める条件を生み出すことにより人間の多様性を尊重し、支援し、讃える方法を探究する。彼らの権利を保護し、促進することは、障害関連サービスを供給することについてのみではない。それは、障害者に烙印を押し周辺化する姿勢と行動を変化させる措置を採用することについてである。それはまた、障壁を撤廃し、障害者による市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利の行使を保障する政策、法およびプログラムを実施することについてである。権利の真正な行使を達成するために、権利を制限する政策、法およびプログラムは、置き換えられる必要がある。たとえば、障害に基づいて入国を禁止する移民法、障害者が婚姻することを禁止する法、障害者の自由なインフォームド・コンセントなしで障害者に対する医学的処置の執行を認める法、精神または知的障害に基づく拘禁を認める法、人が障害を持つことを理由に同人への医療を

拒否する政策。その上、プログラム、意識の向上および社会的支援が、社会が機能する方法を変更し、障害者が社会に完全に参加することを妨害する障壁を撤廃するために必要である。さらに、障害者に、社会に完全に参加する機会と彼らの権利を請求する適切な手段が提供されることが必要である。

II. 障害者の権利に関する条約

A. 条約の必要性

障害者の権利に関する条約に先行する中核的な国際人権文書は、障害者を含む全ての者の権利を承認する。これらの文書は、障害者の人権を促進し保護する有意な可能性を提供するが、この可能性は未だ完全には実現されていない⁽¹⁾。

障害者の権利に関する条約は、1981年の国際障害者年と同年の成果として採択された障害者に関する世界行動計画とともに障害を持つことが人権問題として完全に認識されるための障害者と彼らの代表組織による長い闘争の終了を印す。1993年の障害者の機会均等化に関する標準準則の国連総会による採択、障害に関する特別報告者の報告と少数派の差別禁止と保護に関する小委員会報告、1998年、2000年および2002年の人権委員会による一連の決議は、人権アプローチの道を開くことに有意に貢献した。

その他の重要な一里塚は、女性差別撤廃委員会による障害女性に関する一般勧告18号（1991年）、経済的社会的文化的権利委員会による障害者に関する一般意見5号（1994年）および障害者に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する米州条約（1999年）のような地域的文書の採択であった。

障害者の権利に関する条約は、障害者の人権を承認し、そのような権利を尊重し、保護し、達成する国の義務を明確化する最近の専門的で包括的な条約として、これらの文書に取って代わる。そうすることにより、条約は、障害の社会的、人権モデルを内包している。

B. 障害の定義

条約は、厳密な意味での障害または障害者の定義を含まず、むしろ「障害」

の概念と条約とそれとの関係性に関する指針を提供する。前文は、「障害は発展する概念であり、損傷を持つ者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げる姿勢的および環境的障壁との相互作用から障害が生じる」ことを承認することにより障害の社会的アプローチ—障害の社会的モデルとして言及される—を明確に承認する。障害の要素を構成するものとして主体の外的である障壁への明示の言及は、障害と機能的制限の存在とを等化した観念からの重要な離脱を表す⁽²⁾。したがって、第1条は定める。「障害者は、多様な障壁との相互作用において他の者との平等を基礎として社会への完全かつ効果的な参加を妨げる長期の身体的、精神的、知的または感覚的損傷を持つ者を含む。」この認識から、社会への障害者の参加—就職すること、学校に通学すること、医師を訪問するまたは選挙に立候補することになる—は、彼らが損傷を持つことではなく、物理的障壁のみならず一部の場合には立法と政策を含む多様な障壁を理由に、制限または排除される。身体障害者にとってこれらの障壁は、平らでない地形、異なる段差でつながる階段、重い扉または狭い通路を含む。たとえば、会議室の扉が車椅子が通るには狭すぎる場合、傾斜路またはエレベーターがない場合に、車椅子を利用する者は会議に出席することから排除される。

条約は、国内立法での定義の使用を排除せず、現実には、雇用または社会保障のような一部の部門では定義はとくに必要である。しかしながら、そのような定義が条約に内包される障害の社会的モデルを反映し、損傷のリストまたは種類もしくは機能的制限に基づいた定義は改訂されることが重要である。国内立法が、(a) 精神的、知的、感覚的または身体的損傷に関係して差別が生じ得ることを承認する、(b) 損傷を持つ者と外的障壁との相互作用の結果として障害に言及することにより社会的モデルを編入する、(c) 多様な障害を範疇化するよりもむしろ差別の禁止と平等の促進に焦点を当てるか否かを監視者は観察するべきである。

C. 条約の原則

条約3条は、包括的で根本的な原則を確認する。これらは、全ての問題を

横断する条約全体の解釈と意義を案内する。それらは、障害者の権利を理解し解釈するための出発点であり、各権利が測られる尺度を提供する。

これらの原則は、何を意味するのか

固有の尊厳は、各人の価値に言及する。障害者の尊厳が尊重される場合、彼らの経験と意見は尊重され、身体的、心理的または感情的害の恐れなしに形成される。たとえば、盲目である労働者が、背中に「盲目」と記されたシャツを着ることを使用者により強制される場合に、尊厳の尊重は否定される⁽³⁾。

インドの障害を持つ女性は、以下の彼女の尊厳の権利の侵害を報告した。「全てに加えて、私が外出してどこかで道を横断しなければならぬ場合にこれが人々の、ことに男性の行動である。私を助けようと近づいてくる人々は、これを善行であると考えないで常に様々に私に触りあらゆる可能な方法で非行を行う機会にする。私にとってこれは不可避である。というのは、横断するために私は誰かの助けを借りなければならず、彼らにとってそれはできるだけ安価に行動する機会であり、そして私がこれについてできることは何もない。というのは、私が自分自身で道路を行く場合には誰かの助けや支援なしに私はすることができず、この種の経験は、一度や二度ではなく私が人生で幾度も直面しなければならないものである。」

出典：Monitoring the human rights of people with disabilities-country report:Andhra Pradesh, India(Disability Rights Promotion International, 2009), at www.yorku.ca/drpi

個人の自主性は、自分自身の生活を預かっていること、自分自身の選択を行う自由を持つことを意味する。障害者の個人の自主性の尊重は、他の者との平等を基礎として障害者が合理的な人生の選択を持ち、私的生活への最低限の干渉に服し、要求される場合に適切な支援を得て自己決定を行うことができることを意味する。その原則は、条約に浸透し条約が明示的に承認する自由の多くを支える。不同意の医学的干渉からの自由、自由なインフォームド・コンセントに基づいて医療が提供されるべきである要求のように。たと

えば、この認識から、精神障害者には、心理療法、カウンセリング、仲間の支援および精神医学のような精神医療の一定の範囲の選択肢が与えられるべきであり、個人の好みに基づいた有意義な選択を行う自由を持つべきである。同様に、身体的損傷を持つ地雷の生存者には、同人の身体の動作を促進する結果、可能な限り多くの自立を享受することができる工夫が提供されるべきである。

無差別の原則は、障害、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国籍または社会的出自、財産、誕生、年齢またはその他の地位に基づく区別、排除または制限なしに全ての権利が各人に保障されることを意味する。障害に基づく差別は、全ての人権と基本的自由の他の者との平等を基礎として障害者による承認、享受または行使を損なうまたは無効にすることを目的とするまたは効果を持ついかなる区別、排除または制限を意味し、そして合理的配慮の拒否を含む。たとえば、女性の障害が彼女の金銭を彼女が管理することを許さないことを根拠に女性が銀行口座を開くことが認められない場合に差別は起きる⁽⁴⁾。男性が視覚の損傷を持ち、本を彼の目に非常に密接にする必要があることを使用者が認識した後で面接の後に職を提供された男性がその後帰宅して行政からの認証書を待てと言われる場合にも差別は起きる。手紙は決して届かずその男性は決して就職しない⁽⁵⁾。障害者はさらに差別の多くの形態を経験する。たとえば、障害を持つ女性は、性とならんで障害に基づく差別を経験する。3条の無差別原則の承認は、あらゆる形態の差別を検討することの重要性を支える。

平等は、相違を尊重し、不利益に取り組み、全ての女性、男性、少女と少年が同じ条件で完全に参加することを保障する社会的条件を創造することを意味する。障害を持つ少女が彼女の両親により学校から連れ出されるときに平等が否定される。彼女の良い成績にもかかわらず、彼女の障害を理由に彼女の教育に金を使うことは無駄であると彼女の両親は決定する⁽⁶⁾。平等を達成することは、ときには、他の者との平等を基礎として決定を行うことと法的能力を行使することにおいて精神的社会的または知的障害を持つ者を支

援するためには彼らに援助を提供するような付加的措置を要求する。

合理的配慮（2条）

「合理的配慮」は、特定の場合に必要とされるところで、他の者との平等を基礎としてあらゆる人権および基本的自由の享有または行使を障害者に保障するための、不釣り合いなまたは不当な支障を課さない必要かつ適切な修正と調整を意味する（2条）。

「配慮」は、障害を持つ個人が完全かつ平等に参加することを可能にする目的でその者の特定のニーズを考慮に入れるための規則、行為、条件または要件の調整である。職場では、配慮は、視覚損傷を持つ被用者のためのソフトウェアとキーボードの取得または採用、任務を遂行するための訓練または余分な時間の割り当てを含むことができる。教育においては、合理的配慮は、課程の要件を充足するための代替的方法の提供、チューターによる援助または補助的技術を要求する。

使用者、教育施設、サービス供給者その他は、合理的配慮を提供する法的義務を負う。会社または学校が障害を持つ被用者または生徒に配慮するために要求される全ての措置を講じたか否かを判断することにおいて、「不釣り合いなまたは不当な支障」の概念が鍵である。配慮する義務からの適法な免除を証明するために、個人のニーズに配慮することが、安全衛生またはコストのような要素を検討して組織に不当なまたは不釣り合いな支障を及ぼすことを使用者または学校は証明しなければならない。

完全かつ効果的な参加と包摂およびアクセス可能性の概念は、公的および私的次元の双方において社会が全ての者が完全に参加することを可能にするために組織されることを意味する。社会に完全に含まれることは、障害者が平等な参加者として認識され評価されることを意味する。彼らのニーズは、社会的経済的秩序の構成要素として理解され「特別」と確認されない。完全な包摂を達成するために、アクセス可能でバリアフリーである物理的および社会的環境が必要である。たとえば、完全かつ効果的な参加と包摂は、たとえば、投票所がアクセス可能で選挙手続と資料が多くの様式で利用すること

ができて理解し利用することが容易であることを保障して政治的選挙プロセスが障害者を排除しないことを意味する。参加と包摂の概念は、ユニバーサルデザインの概念に連動する。それは条約において「調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することができる製品、環境、計画およびサービスの設計」（2条）として定義される。換言すると、設計の面は、特別な調整がその後要求されないことを保障するために社会の全ての構成員のニーズを検討するべきである。

相違の尊重は、相互理解の文脈で他者を承認することを含む。これは、人間の多様性と人間性の一部として障害の承認を編入する。一部の目に見えるまたは表面的な相違にもかかわらず全ての者は同じ権利と尊厳を有する。たとえば、この点において、バス停から発車する前に、バスの運転手は、身体障害を持つ少年にバス停のベンチから立ち上がり、バスに乗車して座席に至るまでの十分な時間を与えることになる。バスの運転手が質の高い安全な交通を全ての利用者に提供されることを保障するのみならず、バスの運行も公共交通の障害者その他の利用者の要求を含む多様な要素を考慮に入れる。重要なことに条約は障害を防止することを追求しない—医学的アプローチである—がむしろ障害に基づく差別を防止することを追求する。事故を防止し安全な誕生と母体保護を促進するキャンペーンは、公衆衛生に関係する。しかしながら、そのようなキャンペーンが障害者の文脈で促進される場合、障害は否定的な面で認識され、相違と多様性の尊重とならんで差別と闘うこと—人権モデルの第一の焦点—から関心を移す。

これらの一般原則は、条約の核心にあり、障害者の権利の監視の中心である。

D. 障害者の権利

障害者の権利に関する条約は、市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利の完全な範囲を対象とする広範な人権条約である。条約は、障害者のための新しい権利を設定しない。その代わりに、条約は、既存の人権が障害者のために意味することを精緻化し、これらの権利を保護し促進する締約

国の義務を明確にする。障害者の権利の達成に資する環境を保障するために、条約は意識の向上、アクセス可能性、危機と人道的緊急時の状況、司法へのアクセス、身体的動作、ハビリテーションとリハビリテーションとならんで統計とデータ収集に関する規定を含む⁽⁷⁾。

障害者が直面する特定の状況に権利がどのように関係するかを説明するために、条約を監視するときに以下の例を考えよ。

>法の下での平等の承認の権利は、とりわけ、誰かの法的能力を剥奪する理由としての障害を排除することを要求する—たとえば、障害者のために意思決定を行う後見人を任命する行為を排除し、その代わりに、障害者に支援を提供し、彼らが自己決定を行うことができるようにすること。

>自由と人身の自由の権利は、とりわけ、本人の自由なインフォームド・コンセントがない限り、精神的および知的障害を含む障害に基づいて誰もそのようなところに収容されないことを保障するために精神病院その他の施設を監視することを要求する。

>拷問からの自由は、とりわけ、施設が障害者のために電気ショック療法および拘束ベッドのような行為と処置に依存しているまたは本人の意思に反して障害を矯正する目的で侵襲的または無関係な治療を課しているか否かを検討することを要求する。

>移動の自由は、とりわけ、締約国が障害に基づいて誰かに旅行書類を差し控えているか否かを検討することを要求する。

>教育の権利は、とりわけ、障害を持つ生徒や学生が障害に基づいて一般的教育システムから排除されているか否か、生徒の要求への合理的配慮が一般的教育システムにおいて提供されているか否か、効果的な個別化された支援が包摂を目標とする学術的および社会的発達を最大化するために提供されているか否かを検討することを要求する。

>健康の権利は、とりわけ、基本的医療への普遍的アクセスの有無の検討のみならず、障害者の自由なインフォームド・コンセントに基づいて処置が提供されているか否かの検討を要求する。

>労働の権利は、とりわけ、労働法が職場での差別を禁止し、物理的にアクセスできる建物とならんでそれを要求する障害者のためのコンピューターとインターネット技術のようなアクセスできる技術を保障するために積極的措置を講じることを使用者に要求しているか否かを検討することを要求する。

>適切な生活水準の権利は、とりわけ、社会プログラムと政策の枠組み、貧困減少戦略、世紀発展目標に関係するプロジェクトのような国内発展計画とプロジェクトが障害者の食料、衣服、住宅その他の権利の促進と保護を含むことを保障するために、それらの検討を要求する。

>公的および政治的生活に参加する権利は、とりわけ、選挙資料がアクセスできる様式で提供されること（点字の書面資料と手話通訳によるテレビ広告のような）と投票所がアクセスできること（たとえば、斜路のアクセス）を保障するために選挙監視を要求する。

>文化的生活に参加する権利は、とりわけ、手話とろう文化が明示的に承認され支援されているか否かと著作権の保護が朗読本のような文化的資料へのアクセスを禁止しているか否かを検討することを要求する。

市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利は、分かちがたく、相互依存的で相互に関係している。この相互依存性の理解は、障害者の権利を監視するために重要である。たとえば、施設の監視は、人が障害の存在に基づき自由を剥奪されているか否か（人の自由と安全の権利）、人が本人の自由なインフォームド・コンセントなしに医学的処置を受けているか否か（健康、身体的および精神的完全そして拷問からの自由の権利）とならんで施設内の者が適切な食料、衣服、照明、衛生条件等々を享有しているか否か（適切な生活水準の権利）を監視することを要求する。

経済的、社会的および文化的権利に関して、障害者の権利に関する条約は、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約2条と子どもの権利条約4条に既に承認されているように、締約国がそれらの権利を漸進的に実施する義務を再確認する。経済的、社会的および文化的権利の完全な実現が限られた資源により制約されることの認識は、締約国の利用できる資源の最大限

まで、そして必要ならば、国際的協力の枠組み内で措置が講じられるべきである要請とバランスを取られる（障害者の権利条約4条2項と32条）。

経済的、社会的および文化的権利の漸進的実現

4条2項は定める。

経済的、社会的および文化的権利に関して、各締約国は、国際法に従って即時に適用できる本条約に含まれる義務と抵触しないで、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成することを目的に、その利用できる資源の最大限まで、そして必要とされる場合、国際的協力の枠組み内で措置を講じることを約束する。

経済的、社会的および文化的権利の漸進的実現の幾つかの側面は、監視目的にとって重要である⁽⁸⁾。

>障害を含むいかなる理由による差別も、経済的、社会的および文化的権利の実現のレベルにかかわらず、常に禁止される。

>締約国は、各経済的、社会的および文化的権利の享有の最低限の不可欠なレベルを保障する即時的義務を負う。

>締約国は、これらの権利の漸進的実現に向けて措置を講じる義務を負う。たとえば、締約国は、以下を含むべきである行動計画を展開することができる。(a) 経済的、社会的および文化的権利を実施するための時間管理、(b) 達成の時限目標、(c) 成功の指標。

>締約国は、経済的、社会的および文化的権利の享有を減じる退行的措置を講じることを禁止される。

E. 条約の監視する仕組み

条約は、国内および国際的監視の仕組みを含む。

国内レベルでは、条約の実施と監視に関係する3つの仕組みを33条が確認する。第1に、締約国は、実施に関係する事項について政府内に1または複数の焦点を計画しなければならない。第2に、締約国は、部門を横断する、様々なレベルでの行動を促進するための政府内の共同の仕組みの設置または計画に適正な検討を与えなければならない。第3に、締約国は、条約の実施

を促進する、保護するそして監視する1または複数の独立した仕組みを含む枠組みを設置または計画しなければならない。

国際的レベルでは、34条は、障害者の権利に関する委員会、幾つかの任務を伴う独立した専門家の委員会を設置する。第1に、締約国と国内監視の仕組みおよび市民社会組織のようなその他の関係当事者から受け取った定期的報告に基づいて、委員会は、条約の実施に関して締約国との建設的対話に従事し、結論的意見と実施を改善し強化するための追跡行動のための勧告を発する。第2に、委員会は、公衆に開かれた、一般的議論日を開催し、その間に委員会は、条約から生じる一般的に関心のある問題を議論する。第3に、委員会は、条約の特定の規定または条約の実施から生じる特定の問題を明確化するために一般的意見として知られる権威的声明を発することができる。第4に、選択的議定書は、選択的議定書を批准した締約国による条約の規定のいずれかの違反を申し立てる個人からの、コミュニケーションズとして知られる不服申立を受け取る権限を委員会に与える。委員会は、関係する締約国からの意見に照らして不服申立を検討した後に自身の意見を提出することができる。第5に、選択的議定書はさらに、条約の重大なまたは体系的な違反を指摘する信頼できる情報を委員会が受け取る場合に締約国で調査を行う機会を委員会に提供する。

人権の監視者⁽⁹⁾は、これらの仕組みとそれの任務を意識するべきである。監視活動は以下を行うことができる。

- >国内監視の仕組みに条約の実施状態に関する情報を提供する
- >締約国との建設的対話のために委員会に情報を提供する
- >関係する締約国が選択的議定書を批准した場合に選択的議定書の下で委員会に対するコミュニケーションの基礎を形成することができる条約の下の個人の権利の潜在的違反を確認する
- >関係する締約国が選択的議定書を批准した場合に選択的議定書の下で委員会が調査を行うことを奨励するために提出されることができる条約の重大なまたは体系的違反に関する信頼できる情報を確認する

＞条約の監視を強化するための国内監視の仕組みと委員会の勧告を追跡する

Ⅲ．障害者の権利の監視：概括

締約国、国内人権機関、障害組織およびその他の市民社会グループと関係する命令を伴う国連事務局による大胆で証拠に基づいた報告は、条約の下で保障される人権が障害者の生活における行動と現実の変化に転換されることを保障することに貢献することになる。監視の様式を検討する前に、全ての監視活動を指導するべきである以下の要素を念頭に置くことが重要である。

A．監視における障害者の中心的役割とその関与

障害者と彼らの代表組織⁽¹⁰⁾は、「我々抜きで我々のことを決めるな」のスローガンの下で条約の公式化と交渉において不可欠な役割を果たした。条約は、この役割が継続しなければならないことを承認し、締約国に対し障害者に関係する意思決定プロセスにおいて障害者と「綿密に協議し、積極的に関与させること」を要求する（4条3項）。とくに、条約は、「市民社会、とくに障害者と彼らの代表組織が監視プロセスに完全に関与し参加するものとする」ことを要求する（33条3項）。これは、プロセスと実体にとって意義を有する。プロセスの面で、障害者は監視活動に関与させられなければならない。たとえば障害者を監視者に含めることにより。実体の点で、障害者の声と経験は、障害者が彼ら自身の状況の専門家である事実を認識して監視報告において中心的でなければならない。

障害者の人権状況を監視する努力が特定グループ内の障害者の周辺化を促進することに貢献しないことを保障することも重要である。障害者の権利を監視することは、障害横断および社会横断の焦点を持たなければならない。すなわち、監視は、障害の種類による完全な範囲によるそして全ての社会経済的および民族的背景、年齢グループそして階層からの女性、男性、少女および少年を含まなければならない—身体、精神、知的または感覚的損傷を持つ者を含む。たとえば、それは貧困である、ホームレスであるまたは収容されている者に届いて含めなければならない。

B. 「義務を負う者」とパートナー組織の確認と配置

障害者の人権を監視することに従事する者にとって重要な最初の措置は、監視プロセスにおける多様な登場人物を確認し地図を作製することである。重要なことは、監視者が関係する「義務を負う者」を確認するべきである。司法省、大法官、社会的保護、雇用と労働、文化とスポーツとならんで保健の省庁のような障害者に関係する責任を負う省を含む。条約が民間法人に言及する限り、監視者は、監視における潜在的なパートナーとしての使用者団体と組合そして障害者の権利を尊重することに責任を負う登場人物さえも考慮する。

障害横断および社会横断の焦点を保障することの目標を銘記し、監視されることになる分野での障害者の組織を確認せよ。たとえば、これらの組織の一部が障害横断の構成員を持つことになることに留意しろ。その他は、特定の種類の損傷を持つ者を代表する。たとえば、視覚損傷または精神社会障害。もしくは特定の人々を代表する。たとえば、障害を持つ女性、復員者。監視者はまた、広範な追加のパートナーを伴うコミュニケーションネットワークを設立し促進するべきである。これらのパートナーは、異なる地域と部門（大学、調査機関、NGO、労働組合、専門職グループ、政府間組織を含む）から来ることができ、様々な人々（女性、子どもおよび先住民と一緒に働く組織を含む）に焦点を当てることができる。国連の機関、部門、基金および計画からなる部門間支援グループは、条約に関する国連の作業を統合することを追求する⁽¹¹⁾。したがって監視者は、監視のパートナーまたは情報源としてその他の国連機関との接触を検討することになる。

C. 障害者とその代表組織の能力の構築

多くの場合に、障害者組織を参加させることはさらに、人権の原則と概念を理解するこれらの組織内の障害者の能力を構築することを意味する。換言すると、能力構築は、監視作業の一部でありそれを遂行する。全ての場合に、能力構築活動は、全員に完全にアクセス可能でなければならない。パートナー障害者組織とそのメンバーは、完全なアクセス可能性を保障するために講じ

られるべきである多様な措置を監視者に情報提供することができることになる。

能力構築と監視活動のためのアクセス可能性の検討項目チェックリスト

1. 印刷物（例 訓練資料、監視プロセスについての情報、同意様式、質問票）

完全な参加のために必要であるあらゆる様式と文字での資料の作成を保障する（例 点字、大きな活字、電子機器、手話、容易に読解できる様式）

2. 視覚補助（例 コンピューター画面表示、写真、ジオラマ、地図、ビデオテープ）

これらの援助を通して提供される情報の適切な表示がアクセスできる様式で伝達されることを保障する（例 コンピューター表示の画面で提示されるイメージの文章と図の提供）

3. 言葉によるコミュニケーション（例 対面および電話による会議、訓練演習、オーディオテープ、監視の面接）

聾啞、聾啞かつ全盲、知的障害であるまたは増幅的および代替的コミュニケーションを使用する者が他の者が話していることを理解し、自分自身の考えを伝達することができることを保障するために適切な時間の割り当ておよび必要な通訳者・介助者の関与を保障する（例 手話通訳、同時通訳、コミュニケーションのアシスタント）

4. 場所（例 会議、訓練演習、面接のための）

移動機器を使用する者のためのアクセスを保障する（例 階段、狭い通路、窮屈な部屋がある場所を避ける）

アクセスできるトイレのアクセス可能性を保障する

低価格かつアクセスできる交通機関により参加者が場所に到達できることを保障する

参加者が場所に到達することを援助するために多様な様式での適切な印や人々の利用可能性を保障する（例 点字の印、迎える者）

アクセス可能性の要件を確認するためにパートナーのDPOと密接に協

議することを忘れない。可能な場合には常に、活動に参加する者の特定の要求が充足されることを保障するためにその者と直接協議する

以上の検討項目が徹底的ではないことに留意。監視者は、事例ごとにアクセス可能性に取り組むことを忘れてはならない。

D. 条約の監視の対の流れのアプローチ

障害者の権利の監視は、対の流れのアプローチを要求する⁽¹²⁾。

第1に、監視は、効果的になるために障害者の権利への特定の焦点の理由となる。たとえば、国会が条約の批准を検討している場合、既存の法的枠組みが条約を順守しているか否かを特定して分析し既存の法律と政策の実施を監視することが適切になる。同様に、包摂教育に関係する特定の問題—統合学校、アクセスできる建物、適切なカリキュラム、適切に訓練された教員—は、障害を持つ生徒と学生の教育の権利に特定して焦点を当てた監視活動の理由となる。

第2に、監視は、障害者を他者と本質的に異なると考えるアプローチを補強するべきではない。その結果、彼らの権利の監視は、一般的な人権監視作業に統合されるべきである。たとえば、拷問からの自由の監視は、精神病院とならんで刑務所を対象とするべきであり刑務所内の障害者にも注意を払うべきである。開発プログラムの監視は、その他の目標とされるグループと同じ理由の受益者として障害者に対するプロジェクトの影響を考慮しなければならない。重要なことには、多くの国内人権機関、障害組織およびその他の市民社会グループそして国連事務局は、紛争状況または紛争後の状況において作業する。障害者はそのような状況においてとくに脆弱になりえ、緊急事態を感じることに特定の挑戦に直面するまたは紛争の結果として移動させられる場合、精神的環境における障壁に直面し人的および物理的支援ネットワークから排除される。その結果、紛争、緊急事態および紛争後の状況に関する人権の監視における彼らの権利を考慮することが重要である。

IV. 監視の実行

監視は、情報の収集から法的小よび情報分析、文書作成と報告、是正活動と追跡そして最終的に評価までの範囲の措置からなる。これらの活動は、監視サイクルと称されるものにおいて相互に関連する。本章は、(a) 情報の収集、(b) 法的小よび情報分析そして(c) 文書作成と報告、是正活動と追跡に焦点を当てる。

A. 情報収集

1. 文書に基づく情報

障害者の彼らの権利の享有についての情報の収集は典型的に情報源の確認により開始する。監視者は、多様な源泉を検討すべきである。

>憲法、立法および規則は、主要な情報源である。加えて、監視者は、国会調査または報告のようなその他の源泉をも検討すべきである。

>立法の実施に関する国の政策と計画とならんで予算

>裁判所と国内人権機関のような司法および準司法機関の判断

>報道の報告、学術またはその他の調査センターおよび市民社会組織からの研究および調査

監視者は、印刷物（たとえば、公文書の収集）立法の電子検索および判例法データベースそして障害に関する報道報告を監視するための電子検索エンジンに依拠することができる。

憲法規定、制定法、規則を含む立法に関する情報の収集は、法が障害者に対する差別を禁止する程度とならんで法が障害者の権利を促進する程度を理解する方法を提供する。政策一必ずしも拘束しない国の戦略または裁量一に関する情報の収集は、立法から条約の実施に移動する政治的意思の存否を理解することにとって肝要になり得る。条約を批准した諸国では、監視立法と政策は、少なくとも二種類の問題を提起する。

>多くの諸国が批准の前でさえ障害に関する立法と政策を採用した事実から、監視の第一段階は、その立法と政策が条約を遵守するか否かを検討することである。この検討は、たとえば禁止に違反することにより規範的隙間または

条約と矛盾する法律を確認することになる。

>国内立法と政策が条約を遵守する場合、計画またはその他の措置を通して国内立法と政策が実際にどのように実施されるのかを監視することが重要である。

計画に関する情報の収集は、実務的と財政的措置が立法で承認される障害者の権利の実現を促進する状態にあることを保障することができる。「計画」の用語は、広範であり条約を実施するために講じられる多くの措置に言及することができる。たとえば、それは、開発計画または貧困減少計画に言及することができる。その場合に、監視者は、そのような計画が障害者を含み彼らの権利を支援するか否かを確認するべきである。

そのうえ、計画の監視は、予算の監視を含むべきである。というのは、締約国の義務の一部は、積極的措置が障害者の権利を促進するために講じられそしてそれらの措置が効果的であることを保障するために財源と人的資源の割当を要求するから⁽¹³⁾。予算分析は、アクセス可能性、支援された意思決定、包摂教育、医療、社会的保護および国内監視の仕組みを含む障害者のための支援のような問題に関係することになる。予算分析に従事する監視者は、国内障害行動計画における財政的制約、教育、公的作業または社会問題の省からの予算そして国内人権機関の予算を検査することになる。予算分析において念頭に置く幾つかの問題は以下である。

>障害者のために与えられた権利の実現と結びついた財政的負担の分析があるか。

>問題の権利を実現するために設けられた要件を満たすために十分な基金が割り当てられたか。

>その分野での全般的支出と比較して障害者の権利を促進するために特定の分野に割り当てられた額はいくらか。たとえば、障害者のための包摂教育を保障することに向けられた教育予算の比率はいくらか。

>予算の割当と予算の支出との差は何か。下回る支出があったかまたは予算の誓約が満たされなかったか。

>予算は時間とともに増えたか。

>障害に特化した予算の割当と支出は特定の省または計画に限られたか。そうである場合、その種類は。

裁判所、国内人権機関およびその他の司法または準司法意思決定機関により決定された障害問題を含む法的事件の収集および研究は、これらの機関がどのように権利保障を特定の状況に適用し解釈し、立法、政策および計画を執行するのかの証拠を提供する。法的事件の監視は、条約と障害者の権利に関する立法の実施、司法がどのように彼らにアクセス可能または可能ではないのかを理解することに役立つ。また、決定が執行されるのか否かを見ることも重要である。たとえば、裁判所は、不公正に解雇された障害者の復職命令を出すことがある。しかし、使用者がその者を復職させない場合には、その者は救済を受けない。

メディアの報道、学術、その他の調査センターおよび市民社会組織からの研究と調査も非常に有益になることができる。とくに、メディアを通しての情報の収集は、障害者に対する社会の姿勢を監視することに役立つことができる。社会的姿勢は、社会文化的価値の指標を表し人々がどのように行動することを選択し他の者に対応するのかに影響する⁽¹⁴⁾。とくに障害の文脈では、否定的態度は紋切り型、烙印および差別を招いている。これらの見方は、障害者による人権の享有を促進するまたは妨害することに重要な役割を果たす。社会的姿勢が障害者の認識と彼らの社会への貢献に及ぼす有意な影響を認識して、条約は全条文を意識向上と障害者に関する紋切り型、偏見および有害行為と闘う締約国の義務に当てる（8条1項a号、b号）。世論を反映し影響することの双方においてメディアが果たす重要な役割から、条約は締約国に対し条約の目的に一致する方法で障害者を描写することを全てのメディア機関に奨励するために措置を講じることを締約国に要求する（8条2項c号）。この点で社会的姿勢の監視は、障害者の人権状況を理解するために重要である。

メディアの監視

- >メディアは障害者について報道するのか
- >そうである場合、どのメディアが報道を行い、その報道の内容のどの部分か
- >障害者は被害者としてそれとも権利の保有者として描写されるのか
- >メディアは障害者の視点を代表するのか
- >言語とイメージは適切なのか
- >メディアは紋切り型を補強するのかそれとも対抗するのか
- >この間に障害者に関するメディアの報道に変化はあるのか。そうである場合、どの点においてか（例 報道の増減、異なるアプローチ）。どの要素がその変化に寄与したのか
- >それは実生活の正確な表現なのか
- >メディアに障害者はアクセスできるのか

2. その他の情報源：「我々抜きで我々について決めるな」

しばしば紙上の法的小および政策規定と障害者の日常生活の現実との間に有意な間隙がある。したがって障害者の経験と意見に関する障害者からの情報で文書に基づく資料を補完することが必要である。その結果、障害者、彼らの代表組織、政策策定者、サービス供給者およびその他との重要な面接は、どのように法と政策が実施されているのかと締約国が障害者の権利を尊重し、保護し達成する程度に関する情報を収集することに役立つことができる⁽¹⁵⁾。

障害者の声が聞かれることが重要である。個人の経験の監視は、多様な社会経済的および民族的背景、年齢と職業、共同体の規模、都市と田園の人口からの障害の完を伴う全な範囲—知的、身体、精神および感覚障害を含む—を伴う女性、男性、少女および少年が参加する機会を与えられることを保障する戦略を採用することにより、可能な限り包摂的であることを試みるべきである。彼らが直面する複雑な現実に取り組むために、彼らの個人的経験の監視の範囲は広範で、人権の完全な範囲—市民的、文化的、経済的、政治的および社会的—を含まなければならず、公的および私的局面双方の問題に取り組まなければならない。

個人の経験を監視する最も効果的な方法は、障害者に権利の否定とアクセスの面で彼らにとって最も重要である問題について確認し語る機会が与えられるので、面接は、量的および質的データ双方を得ることができる⁽¹⁶⁾。

調査の長い歴史は、障害者の同意なしに彼らについて行われたので、監視者は、被面接者の自由なインフォームド・コンセントを得るべきである。監視者はまた、必要な場合、被面接者のプライバシーと安全および情報の機密を維持するべきである。状況に応じて、会話を盗み聞きすることができない場所で、家族、介護者またはその他の者が出席しないで面接は行われなければならない。家族、介護者またはその他の者は、障害者が経験する人権侵害に責任を負うことになる（たとえば、その他の者が身体的または心理的虐待に責任を負うまたは一部の社会で家族が障害に付された辱めを受けることを避けるために障害者が自宅を離れることを防止した場合）。被面接者が自由に報復の恐れなしに語ることを保障することが重要である。

3. 障害者と協働すること

障害者の権利を監視する場合に2つの一般の問題を想起することが不可欠である。第1に、目的が障害ではなく障害者の権利を監視することであることを忘れるな。かくして、監視者は、彼らの権利の完全な享有を妨害している何を社会は行っているまたは行っていないのかを尋ねるべきである—彼らの身体的または精神的損傷が彼らの権利の享有にどのように影響するのかではなく。たとえば、教育の権利を監視する場合、その者が盲目、聾啞または心理社会的障害を持つことよりも、貧弱な教員の訓練、否定的な態度および偏見またはアクセスできない学校が障害者が教育の権利を完全に享有できない理由になる見込みがあることを考えよ。

第2に、障害者と直接協働することを忘れるな。ほとんどの社会での障害者の不可視から、代表組織に関係する個人と会うことでの援助を要求せよ。そのうえ、その者と直接意思疎通することが重要である—たとえ介護者、保健専門職、家族またはその他の者がその者のために語ることを請求するとしても、彼らとではなく。個人と直接意思疎通することは、援助の工夫、手話

通訳者または支援者の利用を伴うことになる。したがって、被面接者の伝言が不正確にまたは不完全に伝えられるまたは誤解されることを監視者が気づくことが重要である（たとえば、支援者と個人との間の関係、個人の援助の工夫との親密性に気づくこと）。介護者またはその他の者が信頼される同伴者である場合彼らは非常に貴重な情報を与えることができるがこれを想定しないことが重要である。障害者を介護することを要求する一部者は、意図的にまたは意図しないで虐待することに寄与している。

本節の残りは、とくに障害者に面接する際のエチケットに関する指針を提供する⁽¹⁷⁾。

一般的に・・・

>握手が文化的に許容されている場合、障害者と挨拶する際に握手をする。

>同伴者を通してではなく本人と直接話す。

>言葉が重要である。「無能」、「ハンディキャップ」、「被害者」、「悩まされている」、「無効」、「通常」、「患者」または「車椅子に拘束された」のような表現を避ける。「勇気がある」、「勇敢」または「感化を与える」のような言葉の使いすぎを避ける。条約に従った承認された用語法は、「disabled person」ではなく「persons with disabilities」、「disability rights」ではなく「rights of persons with disabilities」である。一部の者は「psychosocial disability」を好むにもかかわらず、条約は、「mental disability」と「intellectual disability」を使用する。障害者が特定の用語法を好む場合、それが品位を損なうまたは尊厳を貶めると考えられない限り、同人の希望を尊重する。

>「私はあなたが意味することが分かる」または「私はあなたが話していることを聞いている」、「この方向に歩きなさい」もしくは「私は走らなければならない、遅れている」というような語句を使用することを悩むな。これらは一般的な表現で攻撃する見込みはない。

>あなたが助けを申し出る場合、その申し出が受け入れられるまで待て。

>人々と会う前に彼らのニーズを検討する。その者が車椅子を使用する場合、傾斜路のアクセスがある部屋を見つけることに努める。その者が同伴者を伴

う場合、付添人のために十分に大きい部屋を見つける。

>障害よりもむしろ権利の享有に焦点を当てる方法で面接を行う。

>障害者が障害を持つことによりあたかも英雄的または勇敢であるように想定したりまたは行動したりするな。これは相違を強調する。障害者は、障害者以外と同様に強さと弱点を持つ。

難聴または聾啞者である者と面接する場合・・・

>その者の肩に触れたり揺ることにより同人の注意を惹く。

>手話の利用者と面接する際に手話通訳者を利用する。

>通訳者ではなくその者を直接相手とする。

>あなたが部分難聴の者と面接する場合、あなたがどこに座るのが最善かを尋ねろ。

>その者が読唇する場合、同人を直接見て、ゆっくりかつ明確に話せ。唇の動きを誇張したり叫ぶな。顔の表現として明確なジェスチャーと身振りは、その者があなたを理解することに役立つことになる。

>あなた自身を光源に対面させ、話すときに手と足を口から離せ。

視覚障害者と面接する場合・・・

>常にあなた自身と出席している他の者を確認する。

>握手を申し出る場合、「握手をしましょう」と言う。

>着席を申し出る場合、その者の手を椅子の背またはアームに置く。

>あなたが動くことまたは会話を終わらせる必要をその者に知らせる。

>面接が面接対象者自身の場所で行われない場合にその者が点字または何らかの特定の物理的調整（エレベーターの点字の階数表示、階段の色分けその他）での情報を要求するかを検討する。

言語障害者と面接する場合・・・

>可能ならば短い回答を要求する短い質問を尋ねる。

>理解したふりをするな。必要ならば、あなたの質問を繰り返すことを努めろ。

>手話通訳を提供することまたは面接対象者の通訳者の費用を負担すること

は可能であるか。

車椅子または松葉杖を使用する者と面接する場合・・・

>人の車椅子に寄りかかるな。車椅子は、その者の身体の一部である。

>可能ならば、あなたが面接している者の目の高さに座るまたはその他あなた自身を位置づけろ。

>面接地がアクセスできることを確保する。以下をチェックしろ。

障害者のために留保される駐車場

傾斜路の付いたまたは階段のない入口

アクセスできるトイレ

面接が1階ではない場合のエレベーター

車椅子利用者のために十分に低い水飲み器と電話

>場所に問題がある場合には事前に面接対象者に通知する。面接対象者とアクセスの困難について話し合い、必要ならば代替案を作る。

知的障害者と面接する場合・・・

>面接のために適切な時間を割り当てる。

>明確に話し、平易な言葉を使い、専門用語を説明し、必要に応じてあなたの質問を繰り返して言う。

>短いが正確な質問を尋ね、要求すること・必要なことを明らかにする。

>その者がアクセスできる様式、たとえば平易な言葉で文書を読むこと、図または絵を使用すること等々により、情報を要求するのかを事前に検討する。印刷物は、大きな活字で倍のスペースを取るべきである。

>面接対象者が介助者を伴う場合

介助者ではなく面接対象者を直接相手とする。

要求される場合、あなたが介助者に質問を尋ねることができるかを面接対象者に尋ねる。

介助者に出席を要求するが、介助者は面接対象者に影響を及ぼすべきではないことを明らかにする。

B. 法と情報の分析

一旦監視者が適切な情報を収集すると、次の段階は、障害者の権利に関して締約国が義務を満たしているか否かを検討するためにそれを分析することである。これをするために、条約で定められた権利を尊重し、保護し達成する義務を参照することが役に立つ。以下の章は、この点に関して障害者の権利の一部を監視する方法の例を提供する。これは説明的なりストで徹底的なりストではないことに留意することが重要である。監視者は、条約の関係条文を読み、したがって「尊重・保護・達成」枠組みを適用するために時間をかけるべきである。

1. 法の下の同一の承認の権利と法的能力

一般的な監視の質問：障害者は彼らの行為する法的能力を享有するのか。

尊重する義務：

例：国連人権官は、判事が、性的暴力の被害者であると申し立てる障害を持つ女性に証言を与える資格を認めなかった事件を監視した。判事は、彼女は彼女の障害により信頼できる源泉ではないと主張した。判事によるこの行為は、締約国の尊重する義務の明らかな違反である。

>他の者との平等を基礎として法的能力を享有する障害者の権利を承認する法的保障が存在するか。

>たとえば精神的またはその他の種類の障害に基づく差別的になり得るこの法的保障の例外が存在するか。(たとえば、規定が「健全ではない心」または「正気ではない」人々のための例外に言及し得る。)

>障害者が彼らの障害に基づいて行為する法的能力を全部または一部剥奪される法的仕組みが存在するか。(たとえば、別の者が障害者のために代表するまたは行為するために任命される法的プロセス。全部または一部の後見。)

>法は、他の者との平等を基礎として障害者が法律行為に従事することを認めるのか。(たとえば、婚姻、離婚、銀行口座の開設、銀行ローン・抵当証券・金融信託のその他の形態へのアクセス、投票、裁判所での権利の防御、訴訟に証人としての参加、財産の所有・相続、遺言の作成、自身の医学的処置の統制。)

保護する義務：

＞締約国は、障害者の法的能力を行使する権利の侵害からどのように障害者を保護するのか。締約国は、障害者の法的能力の行使において彼らに提供される支援の侵害を防止するための適切で効果的な保護を確立したのか。

＞障害者の法的能力を行使する権利が否定される場合に障害者が利用できる救済は何か。（たとえば、サービス供給者が人の意思表示を有効と承認することを拒否する場合。障害者が医学的処置にアクセスする全ての事情において家族または後見人の同意が要求される場合。）

達成する義務：

＞障害者が法的能力を行使することにおいて要求する支援を障害者に提供するための法律、政策および法的に承認された仕組みを含む計画を締約国は制定したのか。

＞訴訟に直接参加して行為する法的能力を行使することを要求される場合に手話、点字または平易な言葉の利用の促進を含む支援を締約国は障害者に提供するのか。または障害者は彼らの法的後見人を通してのみ参加することを認められるのか。

例：監視者は、障害者が施設で生活することを強制される事例を記録する。自立して生活する権利は、締約国に対し、社会で自立して生活することを支援するための住居その他の社会サービスへの障害者によるアクセスを保障することを要求する。そうしないことは、達成する義務の違反を構成する。

2. 自立して生活することと社会に包摂されること

一般的な監視の質問：障害者は、他の者と同じ選択において社会で生活する権利を有するのか。

尊重する義務：

＞障害者が他の者との平等を基礎として居住地そして彼らが生活することを希望する場所および人を選択する権利を承認する法的保護が存在するのか。

＞障害者が特定の居住形態を強制されないことを保障するための法的保護が存在するのか。

保護する義務：

＞障害者が家族またはその他の者により特定の居住形態を強制されないことを保障するための法的保護が存在するのか。

＞障害者が自立して生活することへの障壁に挑戦するために利用することができる法的仕組みと救済が存在するのか。

＞締約国は、社会で自立して生活する権利の実施を執行し監視するための措置を講じたのか。

達成する義務：

＞社会での生活と包摂を支援するために必要な対人援助を含む一定範囲の在宅その他の社会的サービスへの障害者のアクセスを保障する法律、政策および計画が存在するのか。

＞一般公衆のための社会サービスと便宜が平等を基礎として障害者が利用することができ、彼らのニーズに対応することを保障する法律、政策および計画が存在するのか。

3. アクセス可能性

一般的な監視の質問：

障害者は他の者との平等を基礎として物理的環境、交通機関、情報および通信技術とシステムならびに公衆に開かれたその他の便宜とサービスへのアクセスを享有するのか。

尊重する義務：

＞平等を基礎として全ての物理的環境、交通機関、情報および通信技術とシステムならびに公衆に開かれたその他の便宜とサービスへのアクセスを保障する法的保護が存在するのか。

＞締約国は、最低限のアクセス可能性の基準と指針を開発したのか。

＞最低限の基準と指針は田園と都市の地域の双方に適用されるのか。

＞締約国は、アクセス可能性への障壁を生み出す行為、慣習または慣行に従事しているのか。

アクセス可能性への障壁は、以下を含む多くの形態を取り得る：

>物理的一環境における障壁、とくに社会基盤の障壁（たとえば、車椅子には小さすぎる公衆トイレの仕切り）

>情報上—障壁は情報の形態と内容の双方から生じ得る（たとえば、字幕を利用して読むことができない様式の電子文書は盲人がアクセスできない。平易な言葉ではない情報は、多くの知的障害者がアクセスできない、口頭の情報は手話では利用できないまたは手話の可能性がないところでは解釈はほとんどの聾啞者にとってアクセスできないことになり得る）。

保護する義務：

>締約国は、私的法人（たとえば、レストラン、劇場、青果店、タクシー会社、公衆に対し便宜とサービスを提供するその他の事業）が障害者にとってのアクセスの既存の障壁を撤去し新しい障壁を生み出さないことを保障する法的行動を取ったのか。

>アクセスが利用できない場合に障害者が利用できる法的救済と仕組みが存在するのか。

>締約国は、最低限のアクセス可能性の基準と指針の実施を執行し監視するための措置を講じたのか。

達成する義務：

>締約国は、障害者のアクセス可能性について関係者のために訓練を提供するのか。

>締約国は、点字、読解と理解が容易な様式および生の援助と媒介の種類（たとえば、ガイド、読み手および手話通訳者）でしるしを提供するために措置を講じたのか。

>締約国は、初期の段階でインターネットを含む新しい情報・通信技術およびシステムへのアクセスを促進するための措置を講じたのか。

4. 教育の権利

一般的な監視の質問：

障害者は、全てのレベルでの包摂教育へのアクセスを有するのか。

尊重する義務：

>立法は、包摂教育の権利を明示的に承認するのか。

>締約国は、障害を持つ学生が一般教育システムに参入することを拒否するのか。

>締約国は、障害を持つ学生が出席することを要求される専用学校のシステムを維持するのか。

>障害を持つ学生は、特定の主題を学習することを強いられるまたは障害に基づいて特定の授業を取ることから排除されるのか。

>障害を持つ学生は、入学許可の条件として医学的処置を受けることを要求されるのか。

保護する義務：

>締約国は、障害者が一般教育システムから排除されることを禁止するための立法的その他の措置を採用しているのか。

>締約国は、民間教育施設に、教育システムへの障害者の包摂の障壁を撤廃する目的で施設のアクセス可能性と技術を保障するための措置を講じることを要求するのか。

達成する義務：

>障害を持つ少女は、教育の権利を享有することにおいて多数の差別を被るのか。

>締約国は、包摂教育の目標に従って障害を持つ学生に、個別化された支援を含む支援を提供するための措置を講じているのか。

>締約国は、学校のアクセス可能性、その他の教育上の便宜および技術を保障するための措置を講じているのか。

>締約国は、手話および点字の資格を有する、障害を持つ教員を含む教員を雇用するための措置を講じているのか。

>締約国は、教員および包摂教育を保障することに役立つことができるその他の専門職の訓練を提供し、要求するのか。

5. 人身の自由と安全の権利

一般的な監視の質問：

障害者は、障害に基づいて自由を剥奪されているのか。

尊重する義務：

>障害者は、他の者との平等を基礎として自由と安全の権利を有するのか。

>単独かその他の要素と結合するかを問わず人が障害を持つことを考慮して法は（刑務所、精神病院その他の施設において）自由の剥奪を認めるのか。

保護する義務：

>締約国は、家族のような第三者が、障害に基づいて障害者を施設に入所させることを禁止するのか。

>締約国は、障害に基づいて自由を剥奪された障害者に救済を提供するのか。

達成する義務：

>締約国は、合法的に自由を剥奪される（たとえば、刑事訴訟の結果として）障害者に合理的配慮を提供するのか。

搾取、暴力および虐待からの自由の監視

障害者が施設で被る、名目的に障害者に提供されるべきサービスにおける虐待について、「搾取、暴力および虐待からの自由」に関する16条は、締約国に便宜とプログラムを監視することをとくに要求する。「3項 全ての形態の搾取、暴力および虐待の発生を防止するために、締約国は、障害者に提供することを目的とする全ての便宜とプログラムが独立した機関により効果的に監視されることを保障するものとする。」

C. 報告とフォローアップ

監視のサイクルはまた、文書作成と報告、是正活動とフォローアップを含む。これら2つの措置の期間中に、参加の原則と障害者と彼らの代表組織のモットー「我々抜きで我々のことを決めるな」を銘記することが重要である。これは、実行可能などころでは、報告が個人に影響するように人権状況を適切かつ正しく要約することと是正活動の勧告に個人が一般的に同意することを障害者と彼らの代表組織とともに監視者がチェックすべきであることを意味する。条約への参加の原則の明示的な包含と障害者が彼らに影響する意

思決定から長い間排除されてきた事実から、これは重要である。監視者はまた、サービス供給者を含む障害者の組織と障害について作業するNGOの間の相違に気づくべきである。ことに組織が相違する意見を持つ場合に、障害者の組織に慎重な検討が与えられるべきである。

しかしながら、監視者はまた、人権作業の実際的かつ政治的関心をもって参加の命題を重視するべきである。たとえば、国連の人権分野の文脈において、一部の場合には監視の報告を当面の間内部に留めることが適切になる。ときには報告の内容または是正活動とフォローアップの措置に関して障害者の組織と意見の相違がある。参加は全般的な目標のままであるが、監視を引き受ける組織は、報告の内容、結論および勧告に究極的に責任を負うことを想起することが常に重要である。

したがって、参加の原則と命題の尊重、日付と証言の秘匿および被害者の保護との均衡を監視者は保つべきである。障害者と彼らの代表組織の側のこのプロセスに含まれることへの非常に高い期待がしばしばあるので、このプロセスの困難を過小評価するべきではない。監視者は、参加のプロセスを文書化することを検討し、結論と是正活動のための勧告を支えるために適切な理由が提供されることを保障することができる。

注

(1) G.Quinn and T.Degener, *Human Rights and Disability: The current use and future potential of United Nations human rights instruments in the context of disability*(New York and Geneva, United Nations, 2002)(HR/PUB/O2/1).この研究は、国連の条約機構および市民社会が障害者の権利を保護し、促進する自らの完全な可能性のために既存の人権文書および監視の仕組みを利用していないと、結論した。

(2) たとえば、障害者のための機会均等化に関する標準原則（総会決議48/96）に含まれる障害者の概念の説明によると、「『障害』の用語は、世界のいずれかの国のいずれかの住民に生じる大多数のさまざまな機能的制限を要約する。人々は、身体的、知的または感覚的損傷、健康状態もしくは精神疾患により障害者になり得る。」(17条)。

(3) この例は、フィリピンでの障害者の権利を監視するための障害者の権利促進インターナショナル（DRPI）とKatipunan ng Maykapansanan sa Pilipinas, Inc.（KAMPI）によるプロジェクトの一部として同国で行われた面接から引用される。面接は、Monitoring the human rights of persons with disabilities:Preliminary report Philippines, at:www.yorku.ca/drip/resources.htmlに寄与した。

(4) この例は、ケニアでの障害者の権利を監視するためのDRPI、アフリカ盲人協会、ケニア盲人協会およびCentre for Disability Rights, Education and Advocacyによるプロジェクトの一部として同国で行われた面接から引用される。面接は、State of disabled people's rights in Kenya(2007):Report, at:www.yorku.ca/drip/Kenya.htmlに寄与した。

(5) 前掲注(4)参照。

(6) 前掲注(4)参照。

(7) Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights on progress in the implementation of the recommendations contained in the study on the human rights of persons with disabilities(A/HRC/4/75, para 19).

(8) 締約国の義務の性質については、Committee on Economic, Social and Cultural Rights, general comment No.3(1990)も参照。

(9) 本書の目的のために、「人権の監視者」は、国連人権官とならんでその他の政府間、地域または市民社会の組織のスタッフ、国内の人権組織、人権擁護者および人権の監視に従事するその他の個人や組織を含む。

(10) ときには、障害者の代表組織は、「障害者の組織」と自己を確認または「DPO」の略称を使用する。

(11) 障害者の権利に関する条約に関する部局間支援グループ（IASG）が2006年9月に国連事務局により設置された。IASGは、条約および選択議定書の促進と実施の支援における国際協力のための機構である。そのメンバーは、国連事件高等弁務官事務所（OHCHR）、経済社会問題局（DESA）、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、世界保健機構（WHO）、国際労働機関（ILO）、国連人口基金（UNFPA）、国連地雷対策および国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を含む。

(12) この用語は、一方で障害特有の発議・プロジェクトによる、他方で全ての障害者のために同一の権利を保障するために、全ての発議・プロジェクトにおける障害の主流化を結合するアプローチを指す。幾つかの寄付者は、その国際開発と援助政策にこのアプローチを含めた。

(13) 一般的に、Jim Shultz, Promises to keep. Using public budgets as a tool to advance economic, social and cultural rights (Mexico, Ford Foundation and Fundar,

2002) ; Dignity counts. A guide to using budget analysis to advance human rights(Fundar, Institute to International Education and International Budget Project, 2004)参照。

(14) Tiffany J.McCaughey and Douglass C.Strohmer, Prototypes as an indirect measure of attitudes toward disability groups, *Rehabilitation Counseling Bulletin*, vol.48, No.2(January 2005), p.89.

(15) 多くの諸国で障害者と彼らの代表組織と協働して、障害者の権利促進インターナショナル(D R P I)は、障害者に特化した立法、政策および計画データの収集を援助する型版を開発している。型版は、権利の全てのカテゴリー(市民的、文化的、経済的、政治的および社会的)に関するデータを収集することを目的とする。型版はさらに、立法と政策におけるズレの確認を促す評価の道具として奉仕する。型版は、障害者の権利に関する条約を含む重要な国際人権条約の関係規定の相互参照を含む。型版は、D R P Iのウェブサイト(www.yorku.ca/drpi/resources.html)で利用できる。

(16) 障害者のパートナー組織と協力して、D R P Iは、監視の道具(面接の手引きとその他の分野の文書)およびそのような面接の収集、分析および報告を促進するための訓練資料(訓練課程と支援資料)を開発している。これらの資料は、D R P Iのウェブサイト(www.yorku.ca/drpi)で利用できる。

(17) 資料は、Victor Pineda, *Portraying people with disabilities in the media*, *Landmine Survivors Network Media Advocacy Handbook*(Disability Media Institute, 2006)から翻案される。